計量器定期検査 ID879

店、工場、病院、学校などで取引・証明に使用される計量器（はかり）は、計量法により２年に１回定期検査を受けなければなりません。該当する「計量器」をお持ちの方で代検査を受けられない方については、必ず定期検査を受けてください。

令和４年６月以降に対象となる「計量器」を購入した方は、５月13日㈪までに商工観光課（☎32-1332）へ連絡してください。

時６月10日㈪～12日㈬、午前10時～正午・午後１時～３時
場産業会館大会議室
他費用など詳しくは、愛知県計量連合会（☎052-452-1821）に問い合わせてください

自衛官募集事務に関する対象者情報の提供

防衛大臣からの依頼に応じて、市では自衛官または自衛官候補生の募集に必要な対象者情報（住所、氏名）を自衛隊へ提供します。情報提供を希望しない方は、申出することで提供する情報から除外します。

対市に住民登録のある日本人のうち、平成18年４月２日～平成19年４月１日生まれの方
申５月15日㈬までに、総務課（☎32-1152）へ
他詳しくは、ID3838 で確認してください

剪定枝処理の補助 ID433 申請書ダウンロード可

市が指定する一般廃棄物処理業者に植木や苗木を生産する過程で発生した剪定枝、幹、根を持ち込んだ際の手数料や、剪定枝破砕機の購入費の一部を補助します。

①剪定枝手数料の補助
補助率　３分の１以内
補助限度額　30万円
指定業者　コスモリサイクル㈱（福島町）、㈲八開チップ（愛西市鵜多須町）
他処理費を振り込みで支払っている場合も申請可。領収書などの発行日から１年以上経過している場合、第三者から処理費用を得ている場合、一度補助を受けた領収書などは補助対象外

②剪定枝破砕機　購入費の補助
補助率　３分の１以内
補助限度額　100万円
他購入前に申請が必要

対市内在住の農業者
申①令和７年３月７日㈮まで②９月30日㈪までに農務課（☎32-1352）へ

遊休農地流動化促進事業補助金 ID431 申請書ダウンロード可

市農地の荒廃の防止および流動化を促進するため、遊休農地となっている畑地について補助金を交付しています。令和６年度から防草シートの購入費・敷設委託費への補助を新設しました。

①遊休農地流動化事業の補助
対認定農業者など
補助限度額　100,000円/10アール
申令和７年２月上旬まで
他利用権設定などがされた場合、市から補助金の案内をします

②遊休農地荒廃防止事業の補助
対防草シートの購入・敷設委託をした遊休農地の所有者または管理者
補助限度額　10,000円/10アールまたは防草シートの購入費・敷設委託費に相当する額のいずれか低い額
申防草シートの購入…令和７年３月７日㈮まで
防草シートの敷設委託…９月30日㈪まで
他令和６年度以前に購入したものは対象外。敷設委託の場合、申請時に見積書の提出が必要
問農務課　☎32-1352

稲沢市地球温暖化対策実行計画＜区域施策編＞などの計画を策定しました

市域全体（市民・事業者・行政）が取り組むべき地球温暖化対策を示した「稲沢市地球温暖化対策実行計画＜区域施策編＞」（ID3835）を策定しました。

また、市が行う事務事業の中で取り組む対策を定める「稲沢市地球温暖化対策実行計画＜事務事業編＞」（ID1002）を改定したほか、「第３次稲沢市環境基本計画」（ID991）および「生物多様性いなざわ戦略」（ID999）の見直しを行いました。

計画の詳細については各ホームページをご覧ください。
問環境保全課　☎36-3710

工場の新設・増設などをするときは届け出を ID880

敷地面積9,000㎡以上または建築面積3,000㎡以上の工場などを市内に新設・増設などの場合は、原則、着工日の90日前までに市へ届け出ることが義務付けられています。

緑地率の緩和など支援制度もありますので活用してください。
問商工観光課　☎32-1346

耐震診断費・耐震改修費・ブロック塀等撤去費の補助

■住宅の耐震診断

●木造住宅の無料耐震診断　ID242
対次の全てを満たす住宅の所有者（法人も可。空き家は除く）
①木造２階建て以下の在来軸組構法および伝統構法による一戸建て住宅、長屋、併用住宅、共同住宅
②昭和56年５月31日以前に着工
③自己居住または貸家（居住者の同意が必要）

●非木造住宅耐震診断費の補助　ID240
対次の全てを満たす住宅の所有者（法人も可。空き家は除く）
①木造以外の一戸建て住宅、併用住宅
②昭和56年５月31日以前に着工
③自己居住または貸家（居住者の同意が必要）
限度額　９万円

■住宅の耐震改修費などの補助　ID234
耐震診断の結果、「一定の基準を満たさない」と診断された木造住宅、「安全でない」と診断された非木造住宅の耐震改修費などを補助します。

■ブロック塀等撤去費の補助　ID210
対次の全てを満たすブロック塀などの所有者または管理者（法人も可）
①コンクリートブロック、コンクリートパネル、レンガ、石材、その他これらに類する材料を用いたもの
②高さが１m以上で道路などに倒壊する恐れのあるもの（全撤去）
限度額　20万円

■住宅瓦屋根の耐風診断、耐風改修費の補助 ID3851

●住宅瓦屋根の耐風診断
対令和３年12月31日までに葺いた瓦屋根の住宅の所有者（法人も可。空き家は除く）
※スレート屋根、金属屋根除く
限度額　2.1万円

●住宅瓦屋根の耐風改修
耐震性を有することが確認された既存住宅で耐風診断の結果、告示基準に適合しない住宅の瓦屋根について耐風性能を有する屋根に葺き替える工事費を補助します。
限度額　55.2万円

申５月７日㈫～11月29日㈮に、建築課（☎32-1418）へ
他予算がなくなり次第受付を終了します。詳しくは市のホームページで確認してください